

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

三重国民年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

会社で社会保険に加入していなかったため、退職した後に役場から納付勧奨があり、父親が遡って保険料を納付してくれた。

まとめて納付したのに、申立期間だけ未納になっているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時は納付していなかったため、後日、申立人の父親がまとめて納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月に払い出されていることから、申立期間当時、保険料を納付していなかったとする供述に不自然さは無い上、その時点で、申立期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能である。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料については納付されていることから、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和54年4月から同年9月までは22万円、55年1月から同年8月までは24万円、同年9月、56年1月、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月、同年11月及び同年12月は28万円、57年1月から同年4月までは30万円、同年5月から同年8月までは32万円、同年9月及び58年1月から同年3月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和55年1月1日から同年12月1日まで
③ 昭和56年1月1日から同年2月1日まで
④ 昭和56年7月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和56年11月1日から57年11月1日まで
⑥ 昭和58年1月1日から同年4月1日まで
⑦ 昭和58年10月1日から同年11月1日まで
⑧ 昭和59年4月1日から同年6月1日まで
⑨ 昭和60年10月1日から同年11月1日まで

日本年金機構からの通知を確認し、初めて年金記録に基づく厚生年金保険料額と給与支払明細書の保険料控除額の相違を知った。保険料額が違っていた期間の給与支払明細書の写しを提出するので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和54年4月から同年9月までは22万円、55年1月から同年8月までは24万円、同年9月、56年1月、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月、同年11月及び同年12月は28万円、57年1月から同年4月までは30万円、同年5月から同年8月までは32万円、同年9月及び58年1月から同年3月までは34万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和55年10月、同年11月、57年10月、58年10月、59年4月、同年5月及び60年10月の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 1208

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から平成元年9月まで

申立期間は、国民年金保険料を集金人に支払っていた。集金人は何人か交代したが、その中には知り合いの役場職員が集金に来ていたこともあった。当時は妻が家にいたので、妻が集金人に保険料を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が明確ではない上、保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の妻に聴取したものの、申立期間の保険料納付について具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が記憶しているA町（現在は、B市）の集金人について、B市に照会したところ、当時の資料は保管していないため確認はできない旨の回答をしている。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿には申立期間について、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無く、保険料納付を行っていたとする申立人の妻も申立期間が未納期間となっているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで
② 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

申立期間について、給与が毎年昇給していたにもかかわらず、標準報酬月額がその直前より大幅に下がっているのは納得できないため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、その直前の標準報酬月額より低額となっているところ、申立人は、給与明細書等はないが、給与は毎年昇給していたため減額は考えられないとして申し立てている。

しかしながら、申立期間においてA社B工場に在籍していた同僚 18 人（申立人が記憶している同僚を含む。）の標準報酬月額を調査したところ、申立期間①は 16 人が、申立期間②は 15 人が申立人と同様に直前の標準報酬月額より低額となっていることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、複数の同僚は、自身の報酬月額と年金記録により確認できる標準報酬月額に相違は無い旨回答している。

また、申立期間について、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立人の当該期間における標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、A社は、申立期間に係る給与データについて、昭和 61 年はないが、平成 5 年 1 月以降の記録は保管されている旨回答しているところ、申立期間

②について、厚生年金保険の標準報酬月額の時決定は、当時、同年5月から同年7月までの3か月間に支払われた給与の総額を3で除した額（報酬月額）に見合う標準報酬月額を同年10月から適用することとされており、同社から提出された同年の給与合計額表によると、申立人の同年10月の時決定については44万円となることが確認でき、これはオンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 12 月 31 日まで
A社で勤務し、健康保険証をもらっていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 8 月 25 日までの期間について、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月までの期間については厚生年金保険法の強制適用事業所に該当しない事業所である。

また、商業登記簿謄本により判明したA社の申立期間当時の事業主に照会したところ、「当時、会社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、健康保険はB国民健康保険組合に加入しており、従業員の給料から健康保険料のみを控除していた。」と回答している上、B国民健康保険組合は、申立人が昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 8 月 20 日までの期間について、同組合の被保険者であった旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間におけるA社の同僚の名字しか記憶しておらず、当該同僚を特定することができないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。